

一般社団法人日本医療薬学会代議員選出規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本医療薬学会（以下「本会」とする）定款第5条に定める代議員の選出を公正かつ円滑に行うことを目的とする。

(代議員数)

第2条 代議員は正会員による選挙により選出し、その定数は代議員選挙を公示する年の8月31日における正会員数に40分の1を乗じて算出された数（端数切り上げ、以下「定数」という）とする。

(委員会の設置及び構成)

第3条 の目的を達成するため、代議員選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という）及び代議員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という）を設置する。

- 2 選挙管理委員会の委員は、理事会が指名する5名以上の正会員をもって構成し、委員長は互選によって決定する。
- 3 推薦委員会の委員は、理事会が任命する5名以上の正会員（現職役員を除く）をもって構成し、委員長は互選によって決定する。
- 4 委員の過半数が出席しなければ委員会を開催することはできない。

(選挙管理委員会の職務)

第4条 選挙管理委員会は代議員選挙の実施及び必要な事務を行い、選挙結果を理事会及び社員総会に報告する。

(推薦委員会の職務)

第5条 推薦委員会は代議員候補者（以下「推薦候補者」という）を選考し、選挙管理委員会に推薦する。

第2章 選挙権及び被選挙権

(選挙権及び被選挙権を有する者)

第6条 選挙権を有する者は、代議員選挙を公示する年の8月31日現在、本会の正会員で会費を完納している者とする。

第7条 代議員選挙に自ら立候補する者（以下「立候補者」という）は、代議員選挙を公示する年の8月31日現在、5会計年度以上連続して本会の正会員であり会費を完納している者とする。

- 2 推薦候補者は、選挙管理委員会に推薦される時点で正会員である者とする。

(立候補の届け出)

第8条 代議員選挙に立候補する場合は、所定の方法により選挙管理委員会が指定する日までに届け出なければならない。

- 2 新規に立候補しようとする場合は、現職代議員2名の推薦を得て、所定の立候補届出書を選挙管理委員会に届け出る。ただし、現職の代議員が代議員選挙に立候補する場合は推薦人を必要としない。
- 3 選挙管理委員会の構成員は立候補することができない。
- 4 1名の代議員が推薦可能な候補者は、一選挙につき3名以内とする。

(推薦委員会による代議員候補者の推薦)

第9条 推薦候補者は、第7条第2項に定める被選挙権を有する者のうち、第8条に定める立候補者を除く者の中から選考する。

- 2 定数を満たすまで推薦する。ただし、立候補者数が定数の90%を超える場合は、定数の10%に相当する人数まで推薦することができる。
- 3 推薦候補者は、以下の①及び②の観点に基づいて選考する。
 - ① 定款第3条に定める本学会の目的達成に積極的に貢献できる者。
 - ② 立候補者と推薦候補者を合わせて作成された被選挙人名簿において、所属(附表1)、地域(附表2)などの均衡化に貢献できる者。
- 4 推薦候補者本人の同意を得たうえで、所定の期日までに所定の様式により選挙管理委員会に推薦書類を提出する。
- 5 選挙管理委員会及び推薦委員会の構成委員を推薦候補者として推薦することはできない。

第3章 投票

(選挙の方法)

第10条 投票はインターネットを介したオンライン投票システムにより行う。

- 2 選挙管理委員会は立候補者および推薦候補者の資格を確認したのち、両者の①候補者氏名、②勤務先、③本会の役員の別、④前回代議員の別、⑤本会のいずれかの専門薬剤師制度の指導薬剤師取得者・専門薬剤師取得者の別、⑥入会年度、⑦所属区分、⑧地域区分を記載した被選挙人名簿を作成し、投票期間の初日の14日前までにホームページへ掲載するなどの方法で公示する。
- 3 投票は一人5票以内とし、無記名連記で行う。
- 4 被選挙人名簿に掲載された代議員候補者数が定数内の場合、投票は行わない。

第4章 開票

(立会人)

第11条 開票に際して立会人を置く。

- 2 立会人は、オンライン投票システムの得票数集計結果の確認を行う。

(無効投票)

第12条 投票の効力は選挙管理委員会が判定する。

第5章 代議員の決定

(代議員の決定)

第13条 代議員は、被選挙人名簿の中から有効得票数の多い者の順に決定する。

- 2 有効得票数が同数の被選挙人がある場合は、本会のいずれかの専門薬剤師制度の指導薬剤師取得者、同専門薬剤師取得者、会員歴の長い者の順とし、なお同等の場合は、抽選により選挙管理委員会がその順位を決定する。
- 3 被選挙人名簿に掲載された代議員候補者数が定数内の場合、投票を行うことなく全員を当選者として決定する。

- 4 決定後の代議員は、立候補による選出か推薦委員会による選出のいずれかに関わらず、両者を一律に扱い区別をしない。

第6章 補則

(細則)

第14条 本規程の改正は、理事会の決議による。

- 2 定款及び本規程に定めるもののほか、代議員の選出について必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附則 本規程は、2024年8月7日から施行する。

2010年10月22日 制定
2012年 6月11日 改正
2012年 8月 9日 改正
2018年 9月13日 改正
2020年10月30日 改正
2024年 8月 7日 改正

附表第1

第9条及び第10条に定める所属、所属区分は、以下のとおりとする。

所 属

所属区分	主な職務
病 院	病院、診療所などに勤務する者
大 学	大学に勤務する者
薬 局	薬局、ドラッグストア等に勤務する者
その他	上記以外の製薬企業、行政機関、研究機関等に勤務する者

附表第2

第9条及び第10条に定める地域、地域区分は、以下のとおりとする。

地 域

地域区分	都道府県
北海道	北海道
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
北 陸	富山県、石川県、福井県
東 海	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県
近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、 香川県、高知県
九州山口沖縄	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、 宮崎県、鹿児島県、沖縄県